

8月は国民健康保険税の本算定の月です

国民健康保険は、被保険者の皆さんが病気やけがをしたとき、安心して医療を受けることができる制度です。5月末現在、市内で14,072世帯、24,374人が国民健康保険に加入しています。

8月は国民健康保険税の本算定の月です。8月中旬に世帯主（納税義務者）に保険税納税通知書を送付します。納期内納付にご協力ください。



本算定の納税通知書をお届けします

世帯主が国保に加入してなくても、世帯の中に国保加入者がいれば納税通知書が世帯主あてに届きます。

今回お届けする納税通知書の税額は、次ページの税率等④により計算し、本算定年税額から

① 普通徴収の人

1期（4月）・2期（5月）の仮算定税額を差し引いた額を、3期（8月）から10期（平成24年3月）の8期（回）に割り振っています。

② 特別徴収の人

4月・6月・8月の仮算定税額を差し引いた額を10月・12月・平成24年2月の3回に割り振っています。

この年税額の具体的な計算例は、次ページのとおりです。

特別徴収（年金からの天引き）を口座振替に変更できます

国保に加入している人全員（世帯主を含む）が65歳以上で一定の条件を満たしている場合は、保険税を年金から天引きさせていただいています。が、申請により口座振替に変更することができます。

● 申請の期限はありませんが、申請の時期により口座振替への変更時期が変わります。

● 年金天引きを継続される場合やすでに口座振替に変更されている場合は、改めて申請していただく必要はありません。

● 口座振替に変更された場合、所得税に関する社会保険料控除は口座振替により支払った人に適用されます。年金天引きの人は、ご本人に社会保険料控除が適用されます。

保険税の減額制度（均等割・平等割を減額）

前年の世帯合計所得が下記の金額以下	減額割合
33万円	7割
33万円＋（世帯主を除く加入者数×24万5千円）	5割
33万円＋（世帯主を含む加入者数×35万円）	2割

※ 加入者数・前年の世帯合計所得には後期高齢者医療に移行した人を含めて算出しています。（世帯に異動がある場合を除く。）

非自発的失業者に係る保険税の減額制度（平成22年4月～）

倒産・解雇などによる離職（特定受給資格者）や雇い止めなどによる離職（特定理由離職者）をされた人の前年給与所得を30／100とみなして保険税の算定を行います。雇用保険受給資格者証と印鑑を持参し申請してください。該当する離職理由コードは、11・12・21・22・23・31・32・33・34です。対象期間は、離職の翌日の属する月から翌年度末までです。

保険税は被保険者になった月から

保険税は、被保険者になった月から納めていただくことになります。被保険者になった月とは、市で届け出をしたときでなく、ほかの市町村から転入された日、あるいは職場の健康保険を脱退された日など、市国保加入の資格が発生したときをいいます。届け出が遅れると保険給付を受けられない場合があります。保険税は国保資格の発生日までさかのぼって納めていただくことになります。

ほかの市町村へ転出、職場の健康保険に加入されたなど（伊賀市国民健康保険の資格の喪失）の場合は、その月分からの保険税は課税されませんが、届け出が必要です。

（単位：円）

税率等 ^①	所得割※1	資産割※2	均等割※3	平等割※4	限度額
医療給付費分	6.7%	18%	25,000	22,000	50万
後期高齢者支援金分	1.08%	4.2%	5,500	4,500	13万
介護納付金分	1.5%	3%	7,000	4,500	10万

- ※1 所得割 前年中の総所得金額から基礎控除額（33万円）を差し引いた額に対して
※2 資産割 その年の土地家屋にかかる固定資産税に対して
※3 均等割 国保に加入している人、1人に対して
※4 平等割 1世帯に対して



国民健康保険の届け出は
必ず14日以内に！

国民健康保険税の医療給付費分、後期高齢者支援金分 および介護納付金分の

計算例

■医療給付費分の税額の計算例

◎4人が国民健康保険に加入

総所得 基礎控除額
2,000,000円 - 330,000円 = 1,670,000円
所得割額 1,670,000円 × 6.7/100 = 111,890円
資産割額 50,000円 × 18/100 = 9,000円
均等割額 25,000円 × 4人 = 100,000円
平等割額 22,000円 × 1世帯 = 22,000円
医療給付費分年税額（100円未満切り捨て） 242,800円

■後期高齢者支援金分の税額の計算例

所得割額 1,670,000円 × 1.08/100 = 18,036円
資産割額 50,000円 × 4.2/100 = 2,100円
均等割額 5,500円 × 4人 = 22,000円
平等割額 4,500円 × 1世帯 = 4,500円
後期高齢者支援金分年税額（100円未満切り捨て） 46,600円

■介護納付金分の税額の計算例

◎2人が介護保険に加入（40歳以上65歳未満）

所得割額 1,670,000円 × 1.5/100 = 25,050円
資産割額 50,000円 × 3/100 = 1,500円
均等割額 7,000円 × 2人 = 14,000円
平等割額 4,500円 × 1世帯 = 4,500円
介護納付金分年税額（100円未満切り捨て） 45,000円

※上記の加入世帯の国民健康保険税は、医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分の
合計額 242,800円 + 46,600円 + 45,000円 = 334,400円となります。

○世帯主（45歳） 給与所得 200万円
固定資産税 5万円
○妻（43歳） 無職
○子（13歳） 学生
○子（10歳） 学生
という4人家族の場合…

